

現代の大学図書館と著作権

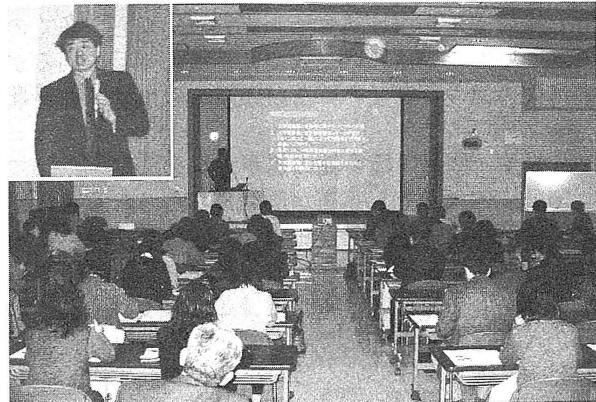
千葉大学文学部
土屋 俊

千葉大学の土屋でございます。今日は著作権問題に関し最近幾つかの展開があったのでそれをご紹介をすることと、内容的にはこんな事を考えています。

第一に、大学図書館という立場から著作権のことを考える時に、一応頭に入れておかなければならぬ幾つかの背景を簡単に申し上げたい。第二に80年代後半からの大学図書館側と日本複写権センターとの間の交渉で、ある部分について一応最終的な決着が付いた点をご紹介したい。第三は、01年度から02年度にかけて文化審議会著作権分科会の中で行われた審議、その周辺で行われた検討についてご報告したい。60年代半ばに著作権法制定以来、図書館は基本的に31条で図書館における複製を権利者に対して無許諾で行うことができると解釈してきて31条自体については手付かずになりました。01年から02年にかけて、それを改正しようという話が出て、結果がどうなったかというお話を。第四に、大学図書館の電子図書館化が予想される中、それと著作権がどう絡むか、という近未来的な話を簡単にしたいと思います。

1. 著作権問題と大学との接点、その背景

大学図書館は、通常学習図書館機能と研究図書館機能というものについて色々見てきたというのが普通でした。最近は大学と社会との直接的な結びつきが重視されている中、大学の学生以外の市民の利用においても社会における学問、学術あるいは教養の中心としての役割を担うことが強調され、他方では、研究成果が産業に重要なプラスになるような直接的貢献を求められています。そういう全体のプロセスの中で、大学図書館の機能の一つとして学術情報の蓄積があります。大学内において生産された学術研究成果物を社会に還元する時に、どういうプロセスで還元するか。教官が単にホームページに載せるという形でやってもいいが、それだけではどうしても不十分で、何らかの形でまとめなければいけない。それがただ置いてあるだけでは一体どこに何がある



か分からないので、何らかの目録データに相当するものの提供がいる。それを各図書館が協力してどこかが中心となってまとめ、そこに行けば日本の大学における研究成果にはどういうものがあるかが分かる仕掛けを作らなければいけない。そうした発信拠点としても図書館は意義を持っている。そういう感じで現在、大学図書館は、学習図書館機能、研究図書館機能と大学の社会貢献におけるひとつの重要な接点としての役割があるだろうと考えます。そういう幾つかの機能の中で著作権が絡んでくる場所を色々考えたい訳です。

(著者の権利の増進)

さてそれで、世の中の動向は基本的にどうなっているかというと、90年代になってから「情報の私物化」という概念がある意味で重要な概念になった。今まででは情報とか知識というものは基本的に公共的なものだという考え方方が強かった。例えば特許みたいなものは確かに私物化ですが、基本的には新しい発明の内容は社会に公開する代わりにその利用は発明した人が独占する事ができる、という形でバランスを取る仕掛けになっている。近代というのは、皆が色々な事を知っているということが重要だということですっときたと思われる。逆にいやそんなことはない、情報は所詮誰かのもので、従って使っ

た時には作り主に対して対価を払うというのが本来のあり方であろうというようなことが最近の一般的な状況になってきた。例えばWIPOの様々な条約関係の改訂にしても、それを反映したこちら側からの対応にしても大体そういう方向で動いている。一般的に権利者にとって有利であるような形での権利者規定というのが最近の典型的な動向です。

例ですが、New York TimesのTasiniというフリーレポーターの書いた記事を無許諾でNew York Timesが会社のデータベースに入れてしまった。それに対して、書いた自分に相談もなしに入れるのはおかしい、と損害賠償訴訟を起こした。それに対して基本的には彼を支持する判決が出ました。今までいろいろなケースがあるが社会的な知識とのバランス、公益性を考えて、必ずしも常に権利者に有利な判決が出ていた訳ではないが、今はだんだんそういう方向が多くなってきた。それから映画の著作物に関する保護が長期化と広範化する傾向がある。長期化というのは、この間のディズニーの話のように保護期間が75年に、20年から30年延びるというような状況があるし、多分03年度に著作権法の改正があるとすれば、少なくとも盛り込まれると思われるひとつに、映画の著作権の保護期間が公表後50年であったのが70年になることがある。一般的に日本とアメリカは、映画は商業資本により営まれているので、そういう著作物に対して保護が厚くなるという特徴がある。ちなみにヨーロッパ、イギリスでは映画は基本的には政府の税金で作るようなものなのでちょっと事情が違う。私物化という状況に対しては、日本は勿論脆弱なんですが、アメリカとかヨーロッパの図書館は基本的に公益性を強調して私物化に対して抵抗する、という図式が出来上がっているふうに思われます。

例えば、今アメリカでは大学図書館を中心になって、“Fair Use”という概念をもう一回きっちり確保しなければいけないというので、図書館団体がタウンミーティングを催し、“Fair Use”というものの存在を権利者側に対してあるいは利用者側にも対して訴えるという動きをしています。それにEU Directiveが昨年改正になったのですが、その段階で複製に関しては一時は保存のため以外の複製はダメという、無許諾ではダメという検討審議の段階までいったのですが、それに対して図書館団体が非常に強いロビーイングやった結果、一応現状維持で納

まったということが報道されている。去年の3月頃の話です。その結果、どちらかというと私物化の方向に動いている状況なんだなというか、大きな流れになるかな、というふうに見られるのです。

もう一つは、80年代から90年代にかけてデジタル媒体が色々登場することによって、デジタル媒体上の著作物に、特別な著作権法上の権利もしくは権利の制限を設けるべきではないかとの議論があった。しかし96年以降、WIPOの決定ですが、媒体ごとに固有の権利というのは考えない。例えば複製に関しても図書をゼロックスでアナログ的に複製するのも、ビデオをDVDに写すというデジタル化も複製であり、基本的にデジタル、アナログについての違いを設けないで法律を書くというのが現在は原則になりつつあります。ですから、デジタルは違うといった議論が出にくい、あるいは作りにくいという環境になっている。逆にデジタルのレベルで権利の保護、あるいは制限を考えてみたところでは、その保護とか制限を表現するために作られた条文というのは、デジタルのもの以外に適用できるような形でしか表現を考えることができない、というような状況も一般的なこととして理解しておいて頂きたい。

(電子化の時代)

著作権法の歴史は200年、日本の著作権の歴史は約40年、それが作られた時には複製といつてもゼロックスもまだ普及していない時代だった。複写機が普及した現在は、当時では考えられなかっただような複製が著作権に及ぼす状況というのが出現した。大学について言えば、電子ジャーナルというようにネットワークを経由して学術情報が提供される形態が普通になってきた。こんな事は30年前には誰も考えなかっただし5年前にだって考えなかっただ気もするのですが、このような時代をどう考えるのか、が非常に重要な課題になっています。

今の日本の大学図書館にはもうひとつに大学改革といった課題があります。しかし大学改革というのは実は日本に固有な問題です。大学改革が社会的な問題である国というのは、世界を見ても日本だけで、これはどっちかと言うとローカルな問題です。

しかし電子化の問題、電子化に向けて努力している我々の状況は、普遍的な問題です。それは著作権の問題も実は、そういうのも影響があるかも知れないのですが、

少なくとも先進諸国においては便利なものとなり、中進国ぐらい、中進国を東南アジア、中国ぐらいまではちゃんと入れるとすれば、ある意味で普遍的な問題となり、発展途上国の多くの部分はとりあえず置いておくと、一般的に世界の中で一応文化的な生活を送っている所ではどこでも皆問題になる。そういうところで起きてくる色々な問題というのを、著作権の観点から見ておく事は必要であるという事です。電子化がどういう結果をもたらすか、それに伴う著者の権利とはどのように考えるべきであるか、これは後でお話したいことです。

それから視聴覚教材がネットワーク経由で配布されるという事になると、もう今までのライセンスではだめな訳です。ビデオを流してそれを皆に見せたい、ネットワークで皆が見られるといいなとか、リアルタイムでエンコーディング、レコーディングすると大丈夫かな、とかいうと、通常には先取り導入外のライセンス外の要素ということなので、権利者から見た場合には、やる前に許諾を取って欲しいと言うか、だめだ法律違反だ、と叫ぶなどちらかなんですが、これも結構面倒な問題です。

それから、公開講座とか大学の対象というのはこれからキャンパスの外にいる学生、なかなか大学に来られない人も考えないといけない。そのような人が大学が契約して導入している電子情報を利用する為にどうしたらよいかという問題もあります。

更に、大学の知的財産を直接社会に還元しなければいけないということになると、当然特許というものを考えなければいけません。それに関連して著作権の問題が当然出てくるのを考えなければいけない。著作権そのものがお金を産むものではないが、著作権を侵害する事によって不当に利益を得る人が出ることが充分ある。でそれに対して大学が対抗措置を執ることができるか、という事が非常に重要になると思われます。

それから产学研連携ですが、企業の人が大学に入って来て、アカデミックなライセンスで導入しているものを利用することができるかどうか、ということも考えねばいけません。積極的に企業との交流を考えるにはそのことをクリアするか、少なくとも大学は責任を負わないと宣言しておくだけでも全然違う。大学改革にはどうしても今みたいな話がどんどん絡んできてしまう事をご理解いただきたいのです。

(文化審議会での著作権審議)

もう一つは、文化審議会の動向です。もともと著作権審議会が文化庁にあったのが、01年の省庁再編時に審議会の大幅改編が行われた。文化庁の審議会で文化財審議会、国語審議会、著作権審議会がひとつ文化審議会に統合され、その分科会のひとつの著作権分科会が02年には小委員会を改組して、法制問題、契約流通、司法、国際、著作権教育という5つ小委員会を作つて審議するという方式になりました。

今日の話の重要な部分を占める「法律と契約」という話が大切になってくるのですが、私的な契約関係が存在するところでは、公序良俗に反しない限り法律というのは出てこない。法律で決めてあっても違法な契約でない限り契約が優先する。とくに著作権の場合には、原則として権利者にこういう権利がある、と書いてあるだけなので法律で決まっているだけでは何も動かない。実際に活用するためには契約を結ばなければいけないということになる訳です。契約と法律の間の関係をよく考えて行かなければいけない、特に契約ということをこれから著作権を考える上で重要性をよく考えておかねばいけないです。ということで法制、契約などの小委員会が設けられました。司法小委というのは、司法的な手続きでない手法で紛争を解決する、最近流行りの非司法的紛争解決手法で著作権の分野に導入しようということで設けられた。国際小委というのは、東南アジア、中国などで日本の著作物への著作権侵害が起きているというのを取り締まるという話をする、著作権教育小委は、どうやって著作権教育を行うかという議論をする。私はこの委員なんですが、何も知らないで違法行為をしているのはいけないという事で、小中学校で何を教えるか、という議論をしています。

他方、これと同時に重要なもうひとつの枠組みとして、02年7月に「知的財産戦略大綱」というのが内閣から発表された。それをもとに「知的財産基本法」というのが作られるという経緯があって、知的財産という大きな枠組みを国として決めて、その枠組みの中で著作権を位置付けていく、そういう考え方が一般的になったというのが02年の状況です。知的財産の大きな枠組みの中での著作権として位置付けて考えるということですが、しかし「知的財産戦略大綱」では著作権の扱いが極めて不十分だと多くの人が不満を持っているようです。我々と

しても著作権を考えるというのが知的財産という枠組みの中でどのように考えたらいいか、多分これからの課題であるだろう。このように02年というのは、著作権に関しては大きな新しい枠組みを作った年であったということになるのです。

2. 日本複写権センターとの交渉

さて、皆さんご存知の問題で、大学図書館と日本複写権センターとの交渉は、80年代後半から始まっているのですが、その交渉の一部が02年12月をもってほぼ決定的に終わったということをご報告して、今後各大学がどういう運営をするかということをお考え頂きたいというお話をしたいと思います。

80年代後半に著作権の統一的な処理機構、現在の日本複写権センターを作る準備委員会が議論を始めた段階で、まず大学をターゲットにして進めることを考えました。国立大学協会などに対して、大学での文献複製の実態を改めなさい、あるいはこれからお金を取りに行くから払いなさいという申し入れを行ったのが87年頃。今から歴史を見てみると80年代のこの時期は大切な年です。86年にNIIの前身の学術情報センターができ、総合目録NACSIS-CATをスタートさせる。そしてそれを利用してNACSIS-ILLのシステムの構築がスタートする、そういう枠組みがスタートしたこの時期は、ある意味では日本において権利者の意識も高まった時期であり、同時に学術情報の全国的な共有という概念も高まった時とも言えます。

その中でターゲットになったのは、例えば研究室の中で行われている複製でした。本を輪読するとかで10部コピーしたり、授業のために複製する人がいる、ということとも言われた。自分の書いた本だからいいとか言って授業用に何百部もコピーを作るようなこともあった。また国立大学の事務部で毎朝新聞記事を切り抜いてコピーを取り全学に配るようなことを行っていた。記事というものは完結しているので一つひとつが著作物であると主張されています。新聞は定期刊行物だがその日の新聞は最新刊なので許諾が必要だ。あれはひどい著作権侵害ではないか、と国大協に申し入れた。国大協では、それは図書館の問題だとして国大団協に任せた。後に事務における複写だけは別途協議対象となり、現在では国立大学の中で事務における複製は日本複写権センターとの包括的許

諾契約を結んで、事務局で新聞を複写するのは許諾を得て取っていることになっている。私立大学、公立大学ではまだ協定を結んでいるところはない筈なので本当は違法行為と考え得るわけです。

こうした国大協への申し入れの中で事務は別とすると、基本的には研究室、図書館、授業というものの資料の複製利用をどう規制するかという問題になる訳です。授業のための複製には著作権法第35条があり、教育用の複製は一応無許諾でやってよい、ただし著作者の権利を不当に侵害しない限り、と書いてありますが、どのぐらいだと不当かは規定もガイドラインもありません。侵害された側が侵害だといえばそうなってしまうようなものです。授業のための複製は、教育のための権利制限でなんとかカバーできるでしょう。あと研究室での複製と図書館における複製を何とかしなければという問題が残る。研究室の複製はとりあえず置いておくと、結局組織として大きな存在である図書館における複製の問題が大学での当面の問題相手ということになってきたのです。

(コイン式コピーとILLによる複製問題)

そこで問題は、コイン式コピーの問題とILLでの複製の問題でした。コイン式コピーの複写というのは、どう見ても図書館が複製しているとは見えない。しかし利用者が複製している。31条には図書館がやる複製はよいと書いてあり、利用者が複製してよいとは書いていません。したがって、当時の図書館の人は図書館にある機械での複製を自分たちの問題として考えて対応することにして、その後この前提で議論が進むことになったのです。

もう一つはILLの問題です。31条には「図書館は利用者の求めに応じて複製することができる」とある。しかし図書館は自分で複製しないで他の図書館に頼んでいる訳です。その場合の複製は遠くの図書館で起きている訳です。しかしその遠くの図書館で起きている複製は、実は別の図書館の求めに応じてやっているもので、他の図書館のために複製を行っていい複製というのは、保存のための複製という3号に書いてあることだけであり、利用者のために複製を作ることは書いてない。それはおかしいということで、直接自分の図書館に来て依頼しない人に複製を作り渡していくのか、という問題になった。これは本来31条で書いてある権利制限の対象ではないだ

ろうということで、それに対して許諾を要する、その時には著作権使用料を要求するという形で問題にするということになったのです。

(大学図書館側の対応)

それに対してどういう対応をしたかは、国公私立図書館協力委員会発行の「協力ニュース」に交渉経緯が出てる筈です。80年代に「コイン式コピーとは、一見して利用者が複製しているように見えるけれども、それは31条に定める図書館が行う複製であって、図書館による複製を単に利用者が代行している、というふうに考えればよいのではないか」というように書いてある。少し無理なことを言ったものだと思いますが、今でもこれで来ているのでこう考えて頂きたい。

ILLの方は「ILLを行うことによって（利用者が）本を買わなくなっているのではない」ということが重要なポイントです。それをどういう仕組みでやっているかというと、「依頼館が利用者の依頼を受付館に取り次ぎ、受付館が複製を作成し、それを利用者を代理する依頼館に送付し、依頼館は利用者に代わって受領し、その後利用者に受け渡す」ということを行なう。つまり依頼している図書館は依頼ではなく取り次いでいるだけだと考えてはどうかということです。これは「図書館は代理人である」という理論であり、図書館間協力による資料提供であって、図書館での通常の理解と違う仕方で見ると、31条の枠内でやっているのだという考え方で対応を取ろうとした。

これについてはもう少し正攻法で戦つておいて欲しかったかなという気がするのです。資料というのは全ての図書館が全ての資料を揃えることはできないので、どうしても図書館間の協力によって資料を提供するということは否定できない。このための仕組みというのは一定の条件下で運営するので、その結果、学術の増進という公共的な目的の方が、それによって侵害される私的な著作権という財産権よりも大きいから、そのところは我慢して欲しい、というふうに議論をしなければいけなかつたかなという気がするのです。その仕組み自体は著作権法に書いてないので、それは当事者間で決着を付けるしかない。しかし当時は全然そういう方向に動きませんでした。

(日本複写権センターの対応)

それに対抗するように93年に日本複写権センターの側から「厳格4条件」というのが提示された。「使用するコイン式複写機は図書館の管理下にあり、利用者は複写の申込みを行い、図書館は申し込みにそれについて厳格な事前審査をし、また厳格な事後審査もしなければならない」と。図書館側の反応はそんなことやるなら図書館員が複写する方が楽だと反発した。その結果、93年から5年間、両者の間で目立った進展もなく、毎年国公私立図書館協力委員会と複写権センターとの間で問題の所在を確認するのみで過ぎた。この時期は「失われた平成の5年間」と言われています。

しかしそれではいけないと考える人達がいて、大学全体の検討を含めてということで、国立大学図書館協議会に著作権特別委員会を設けて、その問題を検討し97年度に報告書を出した。主な内容は、日本複写権センターと契約を結ばなくてはいけないのではないか、というのを視野に入れて問題を整理して交渉しようというのが一つ。ILLに関してイギリスなどで行われているガイドラインを導入して権利者の権利が侵害されないということを保証するという方式ではどうか、の二つの提案でした。

そこで、国立大学側は「実務要綱A・B」というのを作って、Aでコイン式コピーに対応し、BでILLのFax問題に対応しようとした。実務要項Bは陽の目をみることなく消えてしまい、実務要項AのAが消えたものが今に残ったのです。「実務要項A」の眼目とは何かというと、誓約書を出させることです。「厳格な4条件」つまり、利用者には誓約書を出させる、誓約書といつても印刷してあるものに署名するだけのものですが、誓約書を出すことで利用者側の責任というのを充分自覚させる、それで図書館はちゃんと管理しているのだ、ということでどうだろうか、と図書館側が複写権センター側に持ちかけたということになります。すなわち、3、4番の厳格審査というのを実質的に回避して、2番目の複写の申し込みを誓約書付きで行うというのをきちんとやり、バランスを取って、複写機がどういう形態で図書館の管理下にあるか、生協などに委託していても図書館の中にあって図書館員の見える所にあれば図書館の管理下であると認めてもらおうと、そういう話をしようとしたことになります。

この99年3月の提議の返答は00年に来ましたが、具体

的なアクションは01年6月から日本図書館協会と国公私立大学図書館協力委員会の連名のポスターを配布したことに始まります。同じポスターが日本中の図書館にあるという印象を権利者に与えることが大事だった。それから申込み用紙を置く、ということを提唱していき、従つて誓約書付き申込書、ポスター、著作権法の表示、そして申込書も定期的に点検することを行えばコイン式複写はきちんと運用されていると認めてもらえるという状況に少なくともあちらサイドとして理解して頂いている。

その結果、02年12月日本複写権センターと最終的な協議を行って相互の了解に達したということです。相互理解に達したというのは、実務要項のとおりにやっても著作権法の侵害であると複写権センターが言った訳でもないし、実務要項のとおりやる限り複写権センターは絶対に著作権料を請求しないと言った訳でもないんですが、大学図書館が実務要項に従ってやっているというふうに私達は考えますということまでは相手は言う。この条件を認めたとは複写権センターは言えない。複写権センターは法律を決めるところではなく徵収機関ですから、こういうことをやっている範囲について徵収の対象としない、絶対しないとは言わないが当面はしないということまでは一応認めた、というふうに言っては欲しくないが認めたということです。まあ非常に変な話なんですが、お分かり頂けると思います。つまりこれ以上この問題についての議論はしませんという所まで来たのです。実務要項に従って大学図書館で複写が行われている。それは基本的には図書館が主張しているように31条による図書館の複製である、従って無許諾でよいとは言わないが許諾を取りとはあまり強く言わないという状況になっているのです。

もちろん31条では最新刊の定期刊行物の著作物を全部コピーする事は許されていないし、そういう複製、つまり31条を超えた複製をする時には許諾を得て行う、そのためには契約をするのだ、という訳です。サービスとして最新刊の定期刊行物の掲載論文もコピーしたいという時には、複写権センターに許諾を取りに行く。その場合には1頁2円ということで、これは許諾を取ろうと複写権センターに連絡をしても多数の申請処理はできないので、センターとしては簡易包括許諾というのを行うことになって、1枚2円を払い処理をするということになるでしょう。ただ唯一、「相当期間」の解釈については権

利者が留保しており、我々としては93年に複写権センターが提案した「次号刊行または刊行後3か月以内」として運用することにしています。簡易とはサンプリングによって得られた情報を基に、あとは人数とかコピー機台数とかで金額を決めるという方法なんですが、まだこの方法で複写権センターにアプローチした大学があるとは聞いていない。

実のところほんとに利用の多い雑誌というのは、複写権センターは権利を預かっていません。それらの多くは外国雑誌で複写権センターに行つても余り意味がない。複写権センターが管理しているのは日本における出版物の約3割から4割弱ということで、結局複写権センターと合意が成り立つても、さて残りの6割は何をやっているのか、という状況なのです。

更に01年から著作権管理事業法が施行され日本複写権センター以外の管理事業者、理工系の出版社のJCLSとか、学術著作権協会とかが著作権処理業務に参画する多元化ということが起きてきて、複写権センターが持っている1/3という市場占有率は本当に力のあるものかどうかということを考えていかなければいけない。しかし、少なくともひとつはクリアした。それ以外のところは恐らくそれに準拠してくれるだろうという期待があり、それはほぼ確実なので、大学図書館におけるコイン式コピーの問題というのは、これで大学図書館としては解決したと考えていい状態に達したと思います。ここでこの問題を巡る複写権センターと大学図書館との協議は終わりということになりました。後は我々が自主的に定めた実務要項に従ってみんながやれば、ひとつの大学だけを訴訟するという訳にはいかない。みんながやっている以上はどっかだけ訴訟する訳にはいかないので、ある意味でほとんど訴訟することはできない状態を作ったのだと考えていいだろうと思います。

3. 文化審議会著作権分科会の審議

さてILLの問題ですが、国大団協側の協議では01-02年の議論では取りあえずこの問題に関しては著作権審議会における審議を尊重する形で、複写権センターとのILL問題は先送りにし、01-02年における著作権審議会、後の文化審議会著作権分科会における審議検討に委ねることになりました。

その議論の背景は、90年代後半に、初等中等教育での

教育方法を改善したいという方針で、4万校の初等中等学校をインターネットで結ぶことを考え、その教育改善の中で著作権に関わる問題があるのではないか、ということになった。そして生涯学習局の中に研究協力者会議を設けて、「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について」の検討を始めた訳です。しかし検討をしている途中で、図書館の話もあるのではないかということになって、結局教育現場における著作物の利用と図書館における複製の2つの問題について、01年度の著作権分科会の中に2つのワーキンググループ（以下WGと略す）を設置して検討するということになったのです。

（公衆送信可能化の権利）

ではなぜ教育の場合にそれが必要になるかというと、インターネットによる送信は、一般に日本の著作権法の中では「公衆送信」と言われていることを行うことになり、その過程で公衆送信可能化、つまり原資料をデジタル化することになります。それを行う権利を制限しておかないと自由で円滑な教育活動が行えないのではないか、同様に図書館の場合も同じ問題があるのではないか、ということで35条および31条について検討を行う。それで図書館のWGとしては31条の改正をするかしないのか、するならば何をするのか、について両者合意できるものがあれば法律の改正の方向を探って行こうということになった訳です。

（図書館側の要望）

その間図書館側で議論をして最終的に提起された要望事項は7つありました。実際は7つですが、5つとその他ということ分け方に現在はなっています。

一つは、公衆送信権を制限したいということです。31条の中で複製を行う時に、利用者への提供は現在郵送、手渡しが原則ですが、郵送ということを権利者が認めているかどうか微妙な話ですが、それをFaxあるいはアリエルの利用を可能にして欲しいという要求です。図書館間だけに限らず、図書館から利用者に直接送る場合も含めてということです。

それから入手困難となった非定期刊行物所載の著作物全体の複製。これは、定期刊行物で最新刊でないものは、著作物全体、論文一本を複製可能ですが、定期刊行物で

ないものは一論文全体もダメということになっている。それどころか地図1枚、俳句1句、写真1枚もそれぞれひとつの著作物なので全部の複製はダメということで、これが窓口における問題を生んでいます。それで31条の撤廃をしろという飛躍した議論も一部ありますが、基本的には、例えば記念論文集といったようなすぐ市場から消えてしまうものを図書館が持っているとしたら、その論文を複製することぐらいはいいではないかという要望です。

また、保存のための媒体変換をすることです。例えば典型的な例はペータですが、再生手段としてのデッキが生産中止になってしまうために資料が全然見られなくなってしまう。ある段階でこれらをDVDや他のメディアへの変換するのを許諾無しでできるようにして欲しいということです。

それから録音図書。本を読み上げて録音し視覚に障害がある人に提供することは著作権法第37条で「点字図書館および類似の施設においては、録音図書を無許諾で作成することができる。」となっています。公共図書館はその類似の施設とは認められていませんが、公共図書館も多くの録音図書を作っているので、点字図書館と同様に無許諾で作成する権利が欲しいという要望です。

5つめは、インターネット端末からのプリントアウト。これは図書館のインターネット端末で利用者がWebの閲覧をすると一時的な複製が生ずる。ダウンロードは複製行為ですが閲覧のためにはここまで認めなければならない。しかしディスクとかメモリーの中にある情報を紙にプリントアウトする、これは完全な複製行為である。図書館の中でそういう複製をやるために許諾が必要だということになる。なぜかというと、一つには図書館資料ではないので。ダウンロードした途端に図書館資料になる、と言うのはかなり苦しく理屈になりませんから、図書館資料でないものを複製する図書館の複製であるとすると図書館としては許諾を取らなければいけないということになる。分かりにくい理屈ですが、言われてみるとそうとしか思えない。従って現在は図書館内の端末からのプリントアウトは、31条による複製だとは考えない方が安全である、といふうに考えられています。これについて、30条の私的目的のための複製の利用が図書館内で行われていると考えるしかないのか、と捉える人も多いようです。他の公共施設やインターネットカフェなどに

も端末は多数あり、それらのことも一律に考えねばいけないので今は棚上げです。

(権利者側の要望)

これに対して権利制限の縮小要望としては4つないし5つ出てきました。一つは、商業目的の調査研究上の複製について権利制限の対象から除外すること。例えば薬業会社の人が医者への薬品販売目的のための資料を複製して欲しいと要求した場合大学図書館はコピーさせるかという問題です。権利者側は、明らかに商売目的で使う場合には当然商業活動におけるコストとして計算して欲しいので、公益のための観点から設けられた31条の制限で図書館が複製をするのいけない、という主張です。

二番目としては、図書館資料の貸出しに対して補償金を課すという、最近少し話題になっている「公貸権」の話です。

三番目としては31条の範囲内にあるものについても補償金を徴収したいという要望です。31条の範囲外のものについては許諾で対応したいというのが大学図書館側の対応ですけれども、先方の要望としては、全ての複製について、ほんの一部、一頁でも補償金徴収対象としたいというのがその要望です。

その他「公衆の利用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること。」つまりコンビニでのコピーを、当面私的目的のための複製であったとしても自動的に複製を作るような場合には補償金を払わなくてはいけない。ただしその機械が文章、図画を複製することを専らの目的にするものならば除外する、ということになる。だからコンビニでのコピーというのは基本的には補償金の対象にしない、という見方を今までしてきたのだという訳で、それを撤廃して欲しいというのが権利者側の要望であったということです。

もう一つは、「図書館等でビデオ等を上映する事を権利制限の対象から除外すること。」現在、図書館は図書館資料を非営利無償という条件で上映させています。上映というのは映画会開催だけでなく一人で見るというのも上映として扱って、その上映について権利制限から除外するということが要望で出ている。この部分が、今回多分起きるかもしれない法律改正の重要な部分を構成する訳です。これは後ほど触れます。

こういう議論の結果、01年度に開かれたWGの議論で

は、両者が合意する点については法律改正を行う前提だったのですが、合意する点がなかった。しかし合意の可能性がでてきたということでWG終了後もWGから学識経験者を除いた当事者で具体的な問題について検討し、合意した点があれば親委員会に報告することになりました。その後02年度から分科会の組織が改編され、親委員会が法制問題小委員会となって、そこに報告すべく02年2月から図書館側の代表4名、権利者側の代表4名で議論を続けた。それが9月に議論が終り、法制問題小委員会の審議を経て12月に小委員会としての結論を出し、翌年1月に上の著作権分科会としてまとめを作るという状況になった訳です。

しかしこれだけでは実は問題は解決していない。もし法律改正があったとしても、やはりガイドラインを作るとか、当事者間の協議が必要だということで、当事者による検討を03年1月以降も月1回のペースで実行しています。こういう形で一応権利者との接点がある状況ですから、皆さんのお考えを反映したいと思えば、国公私立大学図書館協力委員会に何らかの形で上げれば、大学図書館側の代表で私が委員として出しているので話題にすることはできます。意見があればそちらに出して頂きたい。権利者と直接議論できる場所が確保されたことは非常に重要です。

(公衆送信権の制限問題)

公衆送信権の制限への要望は、基本的にFax送信も公衆送信であるという解釈に立った上でインターネットでの送信も公衆送信であるとして、手渡し、郵送以外の提供方法を代替するものとして、Faxあるいはインターネット利用というのを考えたらどうかということです。

現在郵送で行われている複製の提供は、全体の複製の10%以下です。また、大学図書館実態調査のデータでは現在日本の大学図書館で行われるコピーは約1億5千枚です。その中でILLで行われているのは約100~130万件、仮に1件10枚として1千万枚です。1億5千万枚中の1千万枚が現在郵送で行われていることなので大きな影響は与えないという理由で郵送に代替するFax送信、インターネット送信を認めて欲しいと言ったのです。

結果として権利者がどう考えたかというと、「当然それはよく分かる。学術研究のための迅速な情報提供の必要性はよく分かるから基本的にはいいけれども、しかし

電子的なファイルが残るのは困る。そのことがコントロールできるならばいい。コントロールできるということは、基本的には図書館間だけでFax送信が行われて、図書館に電子的ファイルが残り、利用者には紙で渡すことにしてくれば非常に安心だ」ということで一応OKということになりました。

従って、ILL自体が31条における複製の枠の中ではだめだという状態から、一気にFax送信、インターネット送信もOKということになったのですが、結果として03年度の法律改正にまでは反映しないという法制審議会の判断の形になってしまいました。理由は、それは極めて細かい部分であって法律の条文が非常に複雑になる。先程の図書館代理人説でもよく分かるのですが、この部分を法律に書くのはとても難しくてできないと仰られて、「そうかなー」ということでああ断念したんですね。

それとこちらも、そもそも利用者への直接送信ということをも要望していたので、図書館間だけの送信だけを認めるだけで利用者からの要望に応えたか、国民からの要望に応えたことになるのか、という本質論もあって、今回の法律改正には行かないということになっています。

(今後のILLへの対応策)

しかし実はILLの件数は増えてない、国立大学間では明らかに減っている状況があります。私立大学の分が増えていますが、全体として増えていないのです。国立大学の間では顕著に減っています。これは電子ジャーナルの普及によって減ったということです。グラフを見ていただくと分かりますが、99年の段階でエルゼビアサイエンス社がSD21というプログラム、つまり一定の購読金額を維持するならば、99年に予約購読しているタイトル全ての電子ジャーナルが無料で見られるという提案をしました。国立大学99校の内60数校が参加し、00年には一定の購読額を維持すれば予約購読誌だけでなく同社の全タイトルを見せると変更になった。SDタイトル全部が利用できるが、そうすると一定の金額を維持するというのがきわめてきつくて、国立大学では99年に60数館参加できたのが00年には30館弱しか参加できず半減状況になった。にもかかわらず、NIIのNACSIS-ILLの統計データを分析してもらったら、エルゼビアの各タイトルみんな一様にILL件数が減っており、1タイトルあたり大体2/3

ぐらいになっている。今年はさらに減っている筈です。現在の電子ジャーナルの普及がさらに広がり、一部では批判される「ビッグディール契約」を採用すると、結果的にILLというものは相当減ると予想されます。

では今後どう考えるかです。大学間のILLは約100万件あるが、その内の8割が外国雑誌で、その内8割が自然系の雑誌論文である。大体6~7割が外国の自然科学関係の論文だということになる。今は、「そうしたものをお出している出版社と直接話をしていいよね」ということを確認していくという形で実現してしまうのが一番手取り早いかなという判断に傾いております。ですから、この雑誌社は(Fax送信は)だめだと、この出版社はいいとかいう判断が窓口的に要求される可能性はありますが、幾つかのものについて実現できることになる筈です。

しかし考えてみれば当たり前で、電子ジャーナルを導入されている所の方は皆さんご存知だと思いますが、現在ほとんどの出版社が、ダウンロードしてプリントアウトしたものをILLの資料としてFax送信していいと契約書に書いてあります。契約で書いてある分には当然法律にどう書いてあろうとやっていいに決まっている。やっていいんですが、みんなやっていないのですね、面倒くさいから。それがOKというのですから、当然冊子体のFax送信はいいと言うに決まっている。後はまめに話しをしていって許諾になるのかどうかよく分からぬけれど、その了解を得ていくということでかなりの部分はクリアできるのではないかと楽観的に見ていくところです。

(その他の問題)

それから非定期刊行物の論文に対しては権利者側もOKと言ってくれて、具体的にはどうするかというと、法律を改正するよりむしろ、この論文集に載っている論文は「この本が入手不可能になったら」と書けないところが辛いのですが、「この本に載っている論文は定期刊行物ではないが著作物全体を複写して構いません」と何らかの形で意志表示しておく方式を作るという事で対応しようということで一応まとまっています。ただ具体的な方法は非常に難しいということがだんだん分かってきて、例えば記念論文集などは多く記念論文集刊行会とかいうのが出す。それで刊行し終わると消えてしまう。そのたびに寄せ集まつくるので誰が主体になるのかよく分からぬので、みんながそういうものだって分かって

いる状態にするのはなかなか難しい。それで一体それをどうやっていいのか権利者と図書館が両方が悩んでいるところなのでこれを何とかしなければいけません。

それから、再生手段の入手困難のための保存ですが、その無許諾複製というのは、現在の段階で法律の改正のための作業中です。具体的にベータがそれに当たるのか、SPレコードがそれに当たるのかということは未定ですが、少なくとも抽象的には議論して、その後で実際に法律ができたところで、何が今再生手段入手困難と見なすかを議論していかなければいけないだろうと思います。

録音図書の無許諾作成の範囲の拡大という要望に関しては、基本的な問題というのは、許諾をとるのが難しいということに尽きるのではないかとして、それだったら許諾を取り易くすればよいということで、法律改正ではなくて、簡便な許諾システムを開発するという形でやっています。実はこれに関しては文芸家協会といったような公貸権を強く主張する団体が非常に協力的で、この2月～3月段階で彼らの団体側の組織体制を整え直して対応しようということなので、その対応結果をよく見て対応を検討することになっています。

次は「商業目的の調査研究を目的として利用者が複製を求める場合には権利制限の対象から外すこと」という事ですが、これは特に窓口で判断できるかどうかが大問題です。「私は個人的研究に使う」と言わされたらお仕舞いで窓口判断が難しい。そもそも開業医が調査研究をする事が商業目的かどうかなどを含めて線引きができるかどうかといった類の問題もある。原理的に線引きができるということと、窓口で実際に線引きができるかという問題は別問題なので、今継続研究中ということになっています。

貸与権の制限とその補償という話がありますが、これは今図書館界を一瞬賑わしている話題です。現状は、貸与権というのは、「著作者は著作をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を占有する」という著作者が持っている権利です。それを38条の4項で、その複製の貸与を受ける者から料金を受けない場合にはその複製物により公衆に提供することができると権利制限がされている。非営利無償の場合には貸与することができるという26条で定義された権利が38条の4項で制限されている。現在これに対して補償金を払わない、払うという規程がないので、補償金を払えということであるということに

なる。補償金とは何かというと、制限に対する代償措置ということで、許諾料を払うということとは別だと考えなければなりません。従って権利者と契約によるものではなく、法律で定める性質のものです。そうなると財源はどこかということになるのですが、考え方としては当然のことながら、文芸家協会の人達は税金を使って文芸保護をする一環としてやるべきだという考えですが、38条の5項で映画の著作物の貸与による頒布については補償金の措置があるので、これをそのまま平行移動して書くとすると、図書の貸出しについても貸与するものが補償金を払うことになる。そうすると図書館が払うことになり、図書館予算に食い込む。これには権利者としても図書館予算に食い込むことなく別途の財源を確保して欲しいという意見なので今はとても難しいと思われます。

(権利者側の論理)

この2～3年間に権利者の側から出されている理論には大きく分けて3つあります。一つには「逸失利益論」です。本来販売で得られる利益を図書館の貸出しにより失っている。しかしその逸失利益は実際に計算すれば権利者が著しく損害を受けているのではないという話もあって難しい。今、公共図書館が買っている図書の総額は図書全体の売上額の5%以下なので、その中で本当に権利者の逸失利益が著しいかどうかを議論する事は非常に難しい。この問題を引き起こした複本というものは、公共図書館の中では購入費の1%以下だそうなので、その中で逸失利益を証明するのは難しく、権利者側としては逸失利益論はなかなか難しいねえと言うことになりつつあるようです。

しばしば雑誌に出るのは3番目の理論です。利用者が求める本を集めるばかりで図書館としての見識はあるのかという説ですが、これは見識を問われているだけなので図書館が補償金を払うという理由にはなりません。今権利者として一番強く発言している人の主要な論理は、アメリカを除く先進国、欧州などはみなやっているので、日本も先進国なんだからやるのが当たり前であるという不思議な理論です。しかしこう言われてしまうと反論できない議論でもあって、日本は後進国だと主張しても意味がないし、先進国でもやらなくていいという議論も難しいので、「そうですか、でもお金を払うのは図書館で

すね」、という話が出て、そんなお金は図書館にはないのでどうするんですかとなって、今は棚上げ状態です。それで彼らの議論としては、補償金以外の措置を取って欲しいという風向きになってきています。

補償金以外の措置で僕らは満足したいと彼らは言う。案はいろいろあり、例えば貸出し猶予期間を作る。本を売り出してから半年間は公共図書館では貸出さないという案です。これは推理作家協会などの人達で、2月に図書館側の論客達と、推理作家協会の代表達が来て議論したのです。議論している内に、本当は金が欲しいのではないかと彼らが言い出した。本を買ってくれる人と、ただで図書館で借りる人の区別をし、買うことのメリットを与えるといふことを言う訳です。本を買えば6か月先に本を読めるという事がメリットになるというので、それなら会員にだけ先に売り出したらどうかななど色々方法はあるではないか、とか言いたかったけどガマンしました。これからもこういう話をすると続けることになるのでしょうか。

文芸家協会の方は1タイトルの複本購入数を1館あたりで制限したらどうかなどと言う。ところが10万人に1館しかない所も10館あるところもあってあまり意味がない。6か月後の貸出解禁もどうやって6か月を判断して解禁するのも難しいとかいろいろあってもうよく分かりません。

今後公貸権がどういう形になって行くのか非常に難しいところです。特に大学図書館には、大学図書館における貸与とは何かという疑問もあります。貸与権の制限に基づき大学図書館が無許諾で貸与を行っているのであれば大学図書館も補償金を払わなければいけなくなるのですが、大学図書館における貸与とは本当は何か、ということを問うと、研究室への長期貸出しは「貸出し」なのかという疑問も出ます。それに対して補償金を払うとなると何か変な感じがする。だから「学内分散配置」と言ったらどうかなんていう声もあるのです。こんな状況ですが、世の中でいろいろ騒がれているほどこれは大きな問題ではないような気がする、というのが個人的な印象です。

図書館における私的複製問題というのは、横浜市立図書館が図書館の一部に目的外使用という形でコピー機を置き、それはコンビニの延長であるという主張をして、ここにあるのは図書館の機械ではないので、そこでやる

複製は私的複製であり、従って30条でOKな筈だと、すごい論理を展開している例があります。権利者はそういうのはだめだと言ったらどうかということですが、だめだと言うには基本的にはコンビニでの複製というのを許諾対象にしなければいけないということですから、それをやるのは権利者がもっとしっかりとコンビニストア業界に話に行くのが筋だろうということで今のところ図書館は関わり合わないでいられます。

(図書館でのビデオ上映問題)

ここで重要なテーマをひとつ忘れていました。「図書館等においてビデオ等を上映することを権利制限の対象から除外すること」です。これは事の重大さを理解していただくためにどういう表現がいいか分かりませんが、この要望は認められました。38条の1項で、図書館の資料を上映、口述、上演とかが認められているのですが、映画の著作物の上映は権利制限の対象から外れることになりました。権利制限の対象から外れるということは許諾を得なければできないということです。しかし教育目的であるとか、行政、司法目的での上映は当然認められるはずですが、図書館における視聴はその対象とならないという判断があるので、基本的には上映権の制限はなくなり、ビデオ等を図書館で上映しようとする時には、許諾を要することになってしまったのです。非常に大きな変更です。今まで図書館資料だから制限によって上映していたが、今後全部許諾を取ることになる訳です。1本ごとに許諾を得るのは無理ですし、それに文化映画など重要な資料用映画は図書館が主たる買い手なので、必ず許諾してくる筈です。現在、映像ソフト協会が商業映画を扱い、映文連が文化映画を扱っているのですが、それらと話をして何らかの方法で許諾の表示、あるいは許諾の事実が分かることを、法律改正が施行されるのが来年と予測されるのでそれまでに明確にするための交渉を行っているということです。

もう一つ、現在必ずしも明確になっていない個人用ベースでの視聴、カテゴリーとしては複数小人数相手の上映ということになっているが、これについても明示的に許諾するということで映像ソフト協会の方では大体了解を得ている。映文連はちゃんと協議していないのですが。勿論今まで買ったものについては、権利制限で上映できるという前提で購入してきた訳ですから今までどおりに

利用できます。従って法律の条文としてはドラスチックに変わるが、実態としては出来るだけ変わらないという形で進むようにというふうに図書館と権利者側で話をしているという状況になっています。[注：この改正は02年度には行われなかった。(03年11月)]

4. 電子的資料の著作権問題

今後大学図書館で電子的資料が広く導入される中でどのような問題があるかということについて考えてみたいのですが、実はそれ以上に、問題がないということを強調したいのです。一般に電子的な媒体に移行すると、電子的媒体はコピーし易いので著作権の問題が生じやすいためと考える人が非常に多いのですが、実態としては情報提供の形態がインターネットによるオンラインデリバリーという形態が一般的になって、そこでは印刷媒体よりもネットワークで配布するほうが権利者のコントロールが効き易い。本の場合なら売ってしまったものはどうしようもないと言われるが、ネットワークの場合は、ダウンロードするとそこで複製が起きるけれども、複製するに際しては当然何らかの契約関係を認めますね、というCautionあるいはWarningができるわけですね。それに対してYesと言う人だけがダウンロードができるということは一応契約成立となるわけです。それを契約と見なすかどうか難しい話があるのかも知れないのですが、それで契約成立と見なすと、オンラインのものは基本的に契約ベースの利用だということになります。ですから契約が無ければ利用できない、契約がある以上は利用できる、契約関係に基づくので、著作権法について考えるよりも、どのような契約をするかを考えるのが重要であるということになります。

従って「情報の電子化が著作権問題を複雑にしているか」という問い合わせの答えは「ノー」なのです。インターネットの時代には契約によって売られ、契約によって著作者の権利が守られるのですから、基本的に紙媒体のものを電子化する話を除くと、かなりのものは契約で決めればいいのだということになってくるのです。

(情報発信での問題)

確かに大学図書館における所蔵資料の電子化を考えると、当然著作権の問題が出てくるのですが、貴重資料の電子化というのは多分まず問題がありません。千葉大学

附属図書館での東京高等工芸の所蔵資料の電子化状況を見たら、著者の死後50年経っていないものが多く、今1件ごとに許諾を取って電子化をしている。今年の頭で7件～5件ですのでもう少し増えている筈です。

新しい資料の電子化は、奈良先端科学技術大学院大学の例がよく知られています。そこはペーパーレス図書館を志向した。95年から96年のことです。その頃はインターネットでの配信はまだ一般的ではなかったので紙の本をスキャンしてデジタルにし、ネットワーク提供サービスを行おうとした。この利用度を見ると02年度には教官学生1人あたり月1回の利用である。このために毎年数億のお金をかけてきてこれは何だということになっています。実はこれは悲劇であって、98年～00年にかけてインターネットでの配信が当たり前になり、少額でオンライン利用できるものに対して莫大なお金を払って利用していたことがあるらしいのです。要するに環境が一気に変わってしまった訳です。著作権の問題についてはオンラインで持ってきた時はほとんど問題がなくなっている。契約書にいろいろなことが書いてある。しかも著作権法をそのまま適用した時にはやり難いこともやってよろしいと書いてあるので、これは良い方に状況が変わったということです。

ただし、逆に発信する時には問題が出てきます。例えば著作権が出版社や編集委員会などに譲渡されている場合が多いが、その場合論文を自分や大学のホームページに載せていいのか、という問題がある。今後大学における発信を重視して、そこに論文を載せようとしたら、こういう問題をクリアしておく必要がある訳です。エルゼビアサイエンスの副社長に聞いた限りでは、自分のホームページに自分の論文を載せるのは、アメリカなら“Fair Use”の範囲内であると言われました。日本の場合には“Fair Use”という概念が著作権法にないと言われているので、どうするのか難しい。多分、出版する側と契約する時にきちっとした態度を取らなければいけない。例えばアメリカの国立機関では、著作権の譲渡というのは公務員は許されていないようです。別の書式が作られているらしい。では単に日本の公務員が弱いだけなのかということですが、ここが重要なポイントになるんではないかということです。

(契約交渉の主体の必要性)

要は電子ジャーナルが普及したら、著作権の問題といふのはある部分簡単になるということです。細かい点は契約が主になるので、結果として法律を解釈するというのは後退してきており、現実に権利者は条件を決めて許諾することになるわけです。

ところが、それは別の問題を引き起こしています。それは許諾の条件の交渉が必要となり、交渉では妥協点は当然力の強いもののほうに寄って行く。そうなると図書館と出版社の間で条件面での交渉には強力に交渉する主体が必要になります。大学図書館と出版社の力関係は、例えば日本の大学図書館は300億円払って外国雑誌を買っている。その内国立大学は100億円払っている。そのうち30億円をエルゼビアに払っている。そういう大出版社と図書館が1対1で交渉すれば大学図書館が負けてしまうのは明らかです。コンソーシアムというのは価格交渉が全てではないが、条件面の交渉をするためにも図書館は団結しなければいけないということです。残念ながら今そういう交渉ができる体制が整っているのは国立大学だけで、私立も公立もまだ出版社に対しては、個別で臨まなければいけない状況です。早くコンソーシアムを作らないと非常に悪い状況になる可能性があり、是非とも早くコンソーシアムを作ることをお勧めしたい。

それからもう一つ、図書館側が弱いのはなぜかということで、今まで資料を買って物は図書館にあった。今はオンラインデリバリーなのでサーバーは出版社側、物も出版社が握っている。交渉が不調で出版社側がもう資料を見せないとなったら我々はもう見れないという、図書館側は非常に弱い立場に置かれている。ですから、図書館と図書館を経て情報を利用している学界コミュニティは、今後益々きっちと話し合いをして明確な意志を持って出版社と対峙しないと、我々が今まで当然と思っていたことができなくなってしまうこともある、ということをご理解頂きたい。ですから、この場合も図書館として電子ジャーナルを絡めた問題を、まあ著作権の問題だけではないのですが、どのように考えるとか、こうした方がいい、こうでないと困る、こうしようといった積極的な意見を図書館側から出さなければいけないという時期に来ているのだということです。

(大学図書館に求められている役割)

さらに本来の著作権の持ち主は研究者で、論文を書いている研究者だという事を忘れてはいけない。現在著作権を譲渡することによって出版社の側に様々な管理権、管理能力が生じている。しかし、研究者の側にそういう権利能力を取り戻すことが非常に重要ではないか。これも今の一つの動きであり、図書館サイドとしてはその方向で何らかの支援をしなければいけない。例えばSPARCというものが考えるのもそういうことです。大学からの発信の仕組みを考えようということになると、権利者が権利をコントロールしてくれないと自分の大学のホームページに載せることもできないのです。研究者が著作権の問題について充分理解することが非常に重要であろうと言える訳です。プレプリントの場合は、まだ著作権を渡していないから載せていいと言うが、実際に掲載した後Webに載せられないとどうなるだろう。筑波大学は5~6年ほど電子図書館を推進し、その目玉として学内生産研究成果の電子図書館による発信を挙げていた。しかし現在までに電子的に掲載されている著作物は300件台の筈で、5年間で年間1億の予算で、それを全部使った訳ではないが、400件弱しか掲載されない状況です。

さらに大学教育がこれからどんどん変わっていくと考えられる。今後の変化でどういう事が問題になっていくかと言うと、図書館資料を利用した授業が展開される事が予想される。本当にそれが起きるかどうかには否定的な人も多いが、理論上は予想されると言える。その時には図書館は実はかなり中抜き状況になってきており、Webの中にみんな資料がある。ところがWebの中の資料というのは実は権利処理されていない資料が多い。図書館でインターネットのホームページをプリントアウトする事すら著作権法的には定まっていない状況である。ということは、インターネット上のものをを利用して様々な学習を行う時には、当然著作権処理をされてないものを多く利用してしまう可能性がある。それに対して図書館がきっちとした資料収集を行って提供を行うことになれば、少なくともその部分というのはクリアされる、と断定はできないが野放しにしておくよりはいい筈だ、という訳です。そういう意味で図書館には著作権管理の機能が重要なものになってくるのです。

(まとめ)

まとめとして、最後に強調しておきたい事のひとつは、これから生涯学習の時代に入った時に、大学の利用者は今まで学生ということで無条件にOKだったのですが、学生ではあるが今までのような学生でない利用者というのがどんどん増えることが考えられる。この人たちがちゃんと利用できるような条件を整えておくのが、大学としてのきちっとしたポリシーを持つことになるのだろうということです。アカデミックなライセンシングというのは、例えばソフトウエアの値段なんか見れば全然違う。そうするとアカデミックなライセンシングで入手した資料は、利用する人が限られるというのは、多分正常なコスト負担という観点からは認めざるを得ない。そうするとなぜアカデミックなのか、なぜアカデミック・ディスクレーブメントがあるのかを考えると、当然利用者についてきちんととした枠を引かなければいけない。もしも誰にでも利用させるためには、利用者の範囲をきちんと広めに定義する事をしておかなければならぬ、ということになります。こういう時代がすぐにやってくるのは間違いないので、その辺についてもやっぱり図書館は考えなければいけないです。

その他、色々なことがあります、これからは、「法律から契約へ」というのが多分キーワードになるのではないかということです。そこでは具体的な問題について権利者と利用者が直接話をするということがどうしても必要になる訳です。ばらばらの利用者は弱いので多分徒党を組み、ばらばらの権利者も弱いので徒党を組むことになる。従って団体対団体の話し合いが多分正常な状態になるのではないかと考えられます。そういうところで現場を具体的に知っていて、本当はこういう利用が一番大事なんだというところ、情報の送り手にとってもプラスになり、かつ利用者にとってもプラスになる、今流の言い方をすれば、“Win-Win Solution” というものですが、

そういうものを見つけるという作業が必要です。どこがやるのかというと、それは図書館が仲介してやらざるをえないと思われるのです。権利処理のされていないWeb上の資源を野放図に使うよりは、ちゃんと図書館資料にして使うような形態にした方がいいのだということは多分その一環としてご理解していただけるだろうと思います。

もう一つは、何が大事でどういう経緯があるのかということを踏まえた議論をやっていかなければいけない。そして両者にとってプラスになるようなバランスのとれた結果を見つけていかなければいけない。我々は法律のこととなると、ついあちらが間違っているとか、正しいとかいう形で事を決着したくなるが、この問題に関しては、特に我々大学の場合、どうしたら学術情報が円滑に著者から利用者に渡るかが最も大切なことです。「あれ、待てよ。作者、著者というのは大学の中にいる人がほとんどではないか。」 そうした学界コミュニティにおける情報の流通の円滑化をどのようにしていけばいいのかということを、著者あるいは研究者、教員と図書館が協力して考えていくのが何よりも必要ではないか。みんながそこでこうすると言ったらそうするしかないのです。その辺の出版社がそうじゃないと言ってみても、あなたはいらない、と言えばいいのであって、図書館と研究者が話をして、こういうふうにするんだと決める。どこでやるんだと言えば大学のキャンパスでやればいいのです。実は著作権の問題は、変な話なのですが、大学の中で教員と図書館がちゃんと話をする状況を作るということによって、特にこのような問題の専門家としての図書館が情報を提供することによってうまく運ぶことが可能になるのではないかという印象を持っている訳です。ということで皆様におかれましては、是非ともこのような問題の解決について日々努力をして頂きたいとお願いをして終わりたいと思います。